

文教委員会 追加資料

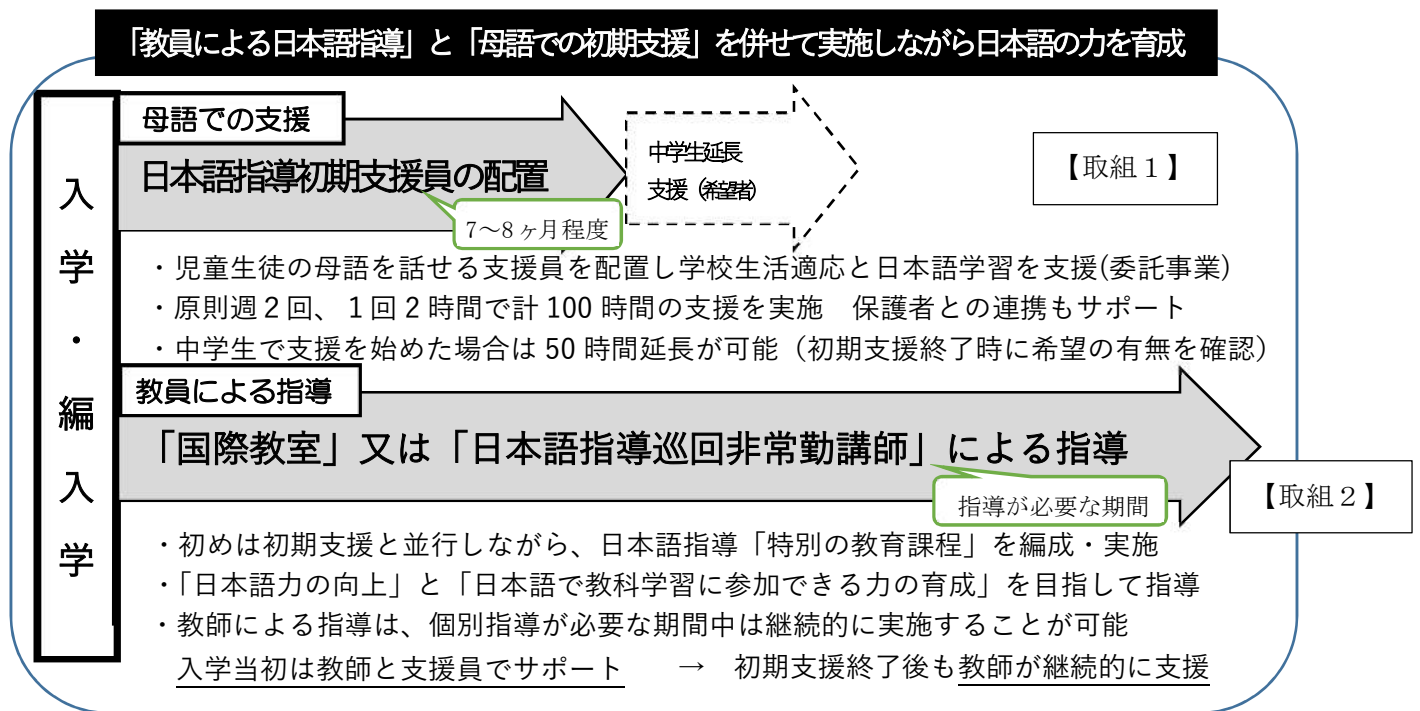
「川崎市総合計画」第3期実施計画・令和4年度事務事業評価結果について(教育委員会に関する部分)

資料 海外帰国・外国人生徒相談・支援事業について

教育委員会事務局

海外帰国・外国人生徒相談・支援事業について

1 市の日本語指導体制について



文部科学省では、日本語指導が必要な児童生徒を①日本語で日常会話ができない者②日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、学習活動へ取組に支障が生じている者と定義しています。

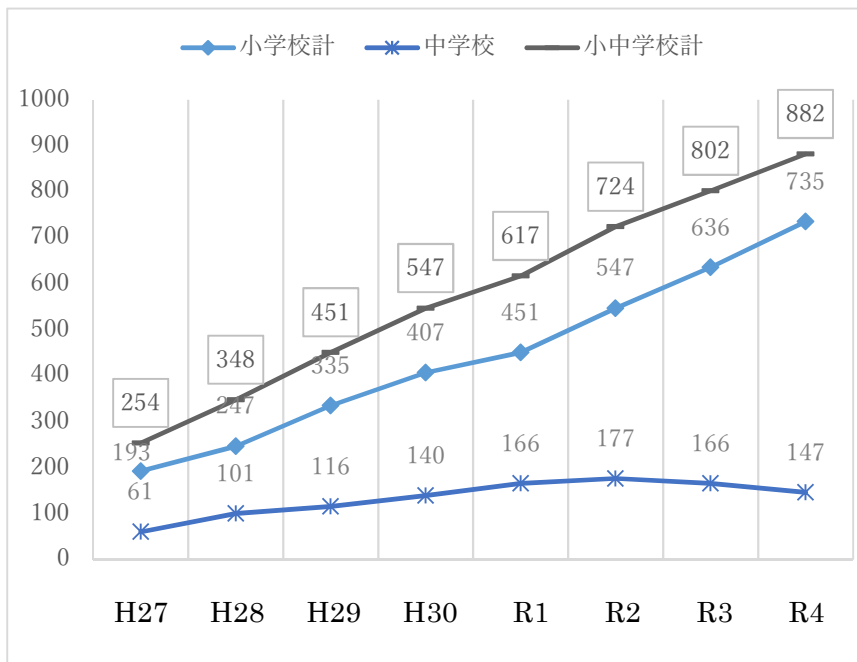
市では、国籍や滞在年数等には関係なく、日本語の状況から判断して支援が必要な児童生徒を対象にして日本語指導を行っています。

なかでも、日本の学校に通うのが初めてであるなどの日本語が未習得な状況にある児童生徒に対して、日本語指導の初期段階の支援として、母語による日本語支援を行っています。児童生徒の母語を話せる支援員を100時間配置（中学では50時間延長支援）し、日本語指導の初期段階の支援と、学校生活への適応を支援しています。（上図の【取組1】）

令和4年度は、新規の日本語初期支援が必要な児童生徒235名に対して、初期支援員を配置しました。

また初期支援と並行しながら、教員による日本語指導を実施し、日本語力の向上と教科学習に参加できる力の育成を目指して指導しています。教員による指導は、個別指導が必要な期間中は、特別の教育課程を編成し、継続的に実施しています。（上図の【取組2】）

2 日本語の指導が必要な児童生徒数について（毎年5月1日付調査）



※グラフの数字には、初期支援員と教員による指導を同時に受けている児童生徒数も含まれています。